

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【速報版未校正】

会議の名称	令和6年第3回取手市議会定例会			
招集年月日	令和6年 9月 3日			
招集の場所	取手市議会議場			
開会及び閉会日時並びにその宣告者	開会	令和6年 9月 3日午前10時00分	議長	岩澤 信
	閉会	令和6年 9月24日午後 1時26分	議長	岩澤 信
会議録署名議員の氏名	8番	根岸裕美子	9番	久保田真澄

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和6年 9月 3日

1番	長塚美雪	13番	岩澤 信
2番	本田和成	14番	落合信太郎
3番	岡口すみえ	15番	石井めぐみ
4番	古谷貴子	16番	金澤克仁
5番	杉山尊宣	17番	細谷典男
6番	佐野太一	18番	山野井隆
7番	海東一弘	19番	染谷和博
8番	根岸裕美子	20番	佐藤隆治
9番	久保田真澄	21番	入江洋一
10番	鈴木三男	22番	赤羽直一
11番	関川 翔	23番	遠山智恵子
12番	小堤 修	24番	加増充子

令和6年第3回取手市議会定例会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 9月 3日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 9月 3日午後 2時09分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長 前 野 拓		事務局 次 長 澤 部 慶				

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸
総	務	部	吉	田	文
政	策	推	齋	藤	嘉
財	政	部	田	中	英
福	祉	部	鈴	木	文
健	康	増	彦	坂	哲
ま	ち	づ	野	口	昇
建	設	部	渡	来	真
都	市	整	浅	野	和
教	育	部	井	橋	貞
総	務	部	立	野	啓
健	康	増	助	川	直
都	市	整	稲	葉	克
会	計	管	石	塚	幸
総	務	課	松	崎	剛
情	報	管	岩	崎	弘
政	策	推	高	中	誠
財	政	課	谷	池	公
管	財	課	丸	山	博
都	市	計	大	久	保
中	心	市	中	村	有
指	導	課	丸	山	信
子	ど	も	長	塚	逸
ス	ポ	ー	大	隅	正
都	市	政	中	村	大
区	画	整	中	野	潤
		理			一
		課			
		副			
		参			
		事			

令和6年第3回取手市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火）午前10時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	議案第56号	取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
	議案第57号	取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	議案第58号	茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について
日程第5	議案第59号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第5号）
日程第6	議案第60号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）
	議案第61号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第62号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第63号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第64号	令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7	報告第7号	令和5年度一般会計継続費精算報告書について
	報告第8号	令和5年度取手市健全化判断比率について
日程第8	認定第1号	令和5年度取手市一般会計決算の認定について
	認定第2号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第3号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第4号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第5号	令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第6号	令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第7号	令和5年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第9	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 11 請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

日程第 12 市政に関する一般質問
①金澤 克仁 議員
②長塚 美雪 議員
③古谷 貴子 議員

会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	議案第56号	取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
	議案第57号	取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	議案第58号	茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について
日程第5	議案第59号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第5号）
日程第6	議案第60号	令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）
	議案第61号	令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第62号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第63号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第64号	令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7	報告第7号	令和5年度一般会計継続費精算報告書について
	報告第8号	令和5年度取手市健全化判断比率について
日程第8	認定第1号	令和5年度取手市一般会計決算の認定について
	認定第2号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第3号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第4号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第5号	令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第6号	令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第7号	令和5年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
日程第9	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 11 請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

日程第 12 市政に関する一般質問
①金澤 克仁 議員
②長塚 美雪 議員
③古谷 貴子 議員

令和6年第3回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	9月3日	火	本会議	午前10時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（金澤・長塚・古谷議員）
2	9月4日	水	本会議	午前10時	一般質問（岡口・久保田・山野井・ 小堤・海東・細谷・杉山議員）
3	9月5日	木	本会議	午前10時	一般質問（石井・佐藤・根岸・鈴木・ 染谷・加増・佐野議員）
4	9月6日	金	本会議	午前10時	一般質問（本田・遠山・落合議員）
5	9月7日	土	休会		
6	9月8日	日	休会		
7	9月9日	月	本会議	午前10時	議案質疑・付託
8	9月10日	火	委員会	午前10時	総務文教常任委員会
9	9月11日	水	委員会	午前10時	福祉厚生常任委員会
10	9月12日	木	委員会	午前10時	建設経済常任委員会
11	9月13日	金	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
12	9月14日	土	休会		
13	9月15日	日	休会		
14	9月16日	月祝	休会		
15	9月17日	火	委員会	午前9時	一般会計予算・決算審査特別委員会
16	9月18日	水	委員会	午前10時	一般会計予算・決算審査特別委員会
17	9月19日	木	委員会	午前10時	議会運営委員会
18	9月20日	金	休会		議事整理日

19	9月21日	土	休会		
20	9月22日	日	休会		
21	9月23日	月祝	休会		
22	9月24日	火	本会議	午前10時	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

議事の経過

午前 10 時 00 分開会及び開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で定足数に達しております。よって、令和 6 年第 3 回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。今定例会における会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、根岸裕美子さん及び久保田真澄さんを指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日から 9 月 24 日までの 22 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月 24 日までの 22 日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、サイドブック스에登載したとおりです。

日程第 3 諸般の報告

○議長（岩澤 信君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、私から報告を行います。会派、日本共産党代表の加増充子さんから会派異動届が提出され、9 月 2 日付で佐野太一君が、会派、日本共産党から脱退し、無会派議員になりました。

次に、委員会の構成について報告します。佐野太一君から、一般会計予算・決算審査特別委員の辞任願が提出され、議長はこの辞任を許可しました。変更後の会派及び委員の構成は、会派名簿及び取手市議会組織図のとおりです。

次に、閉会中に行われました一部事務組合議会の報告については、サイドブックに掲載したとおり、常総地方広域市町村圏事務組合議会について関川 翔君から、茨城県南水道企業団議会について染谷和博君から、取手地方広域下水道組合議会について山野井 隆君から、茨城県後期高齢者医療広域連合議会について久保田真澄さんから報告がありました。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブックに掲載したとおり、市長から報告がありました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 5 6 号 取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について

議案第 5 7 号 取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 5 8 号 茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について

○議長（岩澤 信君） 日程第 4、議案第 56 号から議案第 58 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案第 56 号から議案第 58 号までにつきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 56 号から議案第 58 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 56 号から議案第 58 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は、9 月 9 日に行います。

日程第 5 議案第 5 9 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 5、議案第 59 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 59 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 59 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により説明を省略することに決定しました。

質疑に先立ちまして議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計補正予算に関する本会議における質疑は、通告制で行うこととなっております。

それでは、質疑通告順に従い質疑を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子です。議案第59号、一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。今回、購入予定のトラックを選定するに当たり、比較検討した内容についてお伺いします。事前オンライン説明であったように、市にゆかりのある方から、移動トイレの購入に役立ててほしいと1,000万円のふるさと取手応援基金寄附金を頂いたことが今回の補正予算計上の契機になったと理解しております。購入予定のトラックの使用詳細は既に御説明いただいておりますが、このトラックを選定する上で、ほかの車両との比較はどのようにされたか、お伺いします。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、根岸議員の質疑に答弁させていただきたいと思えます。移動式トイレにつきましては、軽トラックの荷台に設置しているような小型のものから、トイレトレーラー型のように様々な車種が存在していることは承知しているところでございます。当市から能登半島地震の被災地へ派遣した職員からも、避難所に設置されたトイレトレーラーが、被災者からは、明るく清潔で非常に助かったというような報告を受けてございました。当市への導入に当たっては、トレーラーまたはトラック型で、さらには災害が発生した際に——これは提案理由の説明にもさせていただいたんですけども、他市から——他市町村からの受援または被災地への支援体制が整えられます「災害派遣トイレネットワーク」が展開する車種から、検討を進めさせていただいたという次第でございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 私たちは今回のような大きいトラック1台で5室よりも、小回りが利くユニバーサルトイレ1室の車両を、同等の予算で2台あるいは3台購入してはどうだろうか検討しました。道路状況によっては、トラックは入れないところに普通車なら通行できたりするのではないかと、分散使用できるほうが汎用性が高いのではないかと考えましたが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。市が単独でトイレトラックを購入した場合、様々な車体から設定することは可能となりますが、大規模災害時等、避難所を数か所に設置した場合を想定いたしますと複数台の所有が必要となることから、現在22の

自治体で組織されてございます災害派遣トイレネットワークに加入し、1台のトイレトラックを導入することにより、本市が被災をした際には全国のネットワーク加入自治体の22台のトイレカーが参集いただけることは非常に心強く、ネットワークの加入は非常に重要なことであると考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今回のトラックの購入で5室のトイレを装備できるというお話なんですけれども、このネットワークに加入することによって、さらに複数のトラックとかトイレを準備することができるというところが、一番の今回の選定の理由だということに理解をいたしました。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、根岸裕美子さんの質疑を終わります。

次に、染谷和博君。

[19番 染谷和博君登壇]

○19番（染谷和博君） 皆さん、おはようございます。染谷和博でございます。それでは質疑させていただきます。今、根岸さんがやったこととほぼ一緒になってしまいます。災害派遣トイレネットワーク、助けあいジャパンさんに加入した最大のメリットはどのようなことでしょうか。

[19番 染谷和博君質疑席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） それでは、染谷議員の質疑に答弁をさせていただきたいと思っております。現在、この災害派遣ネットワークにつきましては22の自治体が加盟しております。そこで22の自治体で組織が構成されてございます。さらに、今現在も10件程度の問合せ等があるということでございますので、そこに加盟いたしますと、三十数自治体のほうでの支援も受けられるというようなところがございます。また、このネットワークのほうでは、もし被災した際の支援・受援の調整も、このネットワークの事務局でやっていただけるというようなところでございます。うちのほうの安全安心対策課の職員が、このネットワークに加盟している群馬県の大泉町ですか——を視察をしてまいりました。現物を見てきた際にも、1月1日の能登地震が発生したその夕方には、この大泉町の職員に対して派遣ができるかどうかというような意向調査もあったというようなことで伺ってございます。そのように、発災した際にも我々を通さずに事務局のほうで調整等をしていただけるということで、この大泉町はもう1月4日には被災地に向かったというようなところも伺ってございますので、そういったところも非常に大きなメリットと感じているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 大変いいことだなというふうに思っております。今回の事業は、取手市ゆかりの方より取手応援基金寄附金を頂いての事業でありまして、大変ありがたいと思っております。通常でしたらクラウドファンディングをしたりとか、いろいろお金を集めることを考えなきゃいけないところを、1,000万円という多額な寄附金を頂いてできた

事業ですので、大変ありがたく思っております。

そして2点目です。おむつ交換台の設置が可能となっておりますが、これは大人も使えるおむつ交換台と考えてよろしいでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。多機能トイレ内のおむつ交換台は、主に乳幼児や小さな子どもを対象とした大きさであり、成人の利用には対応していない状況でございます。なお、大人用介助ベッドにつきましては、介護者のスペース確保が困難であることから、標準仕様として子ども用のおむつ交換台の設置となっているということで伺っております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 図面を見ますと、そこそこ広いかと思うんですが、なかなか大人用は設置はできないということですか、分かりました。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、染谷和博君の質疑を終わります。

以上で、通告された議案第59号に対する質疑が全て終わりました。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に、表決には条件をつけることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう、厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず反対討論から――賛成討論。

石井めぐみさん。

〔15番 石井めぐみ君登壇〕

○15番（石井めぐみ君） みらい・維新・国民の会の石井めぐみです。議案第59号、令和6年度取手市一般会計補正予算に、賛成の立場から討論いたします。本補正予算は、災害用トイレトラック購入予算が計上されたものです。私は、2022年12月議会、そして今年度の第1回定例会におきまして、災害時のトイレ問題の解決策として災害用トイレトラックの購入の提案を一般質問で行ってまいりました。また2022年の10月には、北九州までトイレトラックを実際に見てきた経験もございます。先ほども質問の中でありました、2人用とか3人用とかという話もありましたが、やはり少ないより多いほうが私はいいかないと思いました。

さて皆さんも御存じのとおり、災害時のトイレ問題は、他自治体のこれまでの災害において早急に取り組むべき重要な課題として報道されております。私自身も今年の7月5日、

能登半島地震の被災地、石川県馳県知事の元へ、いばらき維新の会の身を切る改革、災害義援金の贈呈のために表敬訪問をいたしました。そのときに馳県知事から、1月1日の当時の話やトイレ問題は非常に重要だと伺ってまいりました。災害時にトイレの数が不足することにより衛生管理が不足になると、二次災害として感染症のリスクが高まります。トイレ問題の解決策として、ライフラインの断絶時にも、清潔に安全安心に、そして迅速に対応できる災害用トイレトラックは、被災者の健康維持のため非常に有効的です。また災害用トイレトラックは、停電時にも太陽光発電により夜間も明るく、女性や子ども、高齢者にも安心して利用することが可能です。先週から台風もあり、災害はいつ起こるか分かりません。中村市長はじめ執行部の皆様の判断を高く評価いたしまして、議案第59号に賛成いたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。議案第59号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第5号）に賛成いたします。自然災害が各地で頻発しております。先日もグリーンスポーツセンターにおいて避難所が開設されました。避難所が開設されたときに一番問題になるのがトイレ環境です。7月にも水害時避難想定訓練が取手二中で行われました。そのときにも見本となるトイレ、段ボールトイレがありました。そのときに私は思いました。このトイレで大丈夫なんだろうか。ちょっと不安になりました。このトイレトラックが導入されるということに、非常に私は喜びを感じます。このトイレトラック、災害発生時に迅速かつ効率的に水洗トイレを提供できること、そして断水とか停電などあったとき、インフラが断絶された場合でも活用可能なトイレトラックを購入するため、補正予算の計上に賛成いたします。平時には、花火大会・たこ揚げ大会などの野外イベントでの活用も予定されるということ、また質疑の中で、先ほど吉田さんと立野さんの答弁にもあったように、災害派遣トイレネットワークに加入し、取手市が被災した際、他加入自治体からの支援が受けられること、逆に他加入自治体が被災した場合、支援するといった体制が確立している点が大きな魅力であると捉えております。安全安心で住みやすいまちづくりに関する一般会計の補正予算の計上の案に、私は賛成いたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） 議案第59号、一般会計補正予算に賛成の討論をいたします。災害時の最優先事項はトイレの確保です。トイレ研究所が行った調査では、災害後3時間以内にトイレに行きたいと思った方は31%、6時間で67%というアンケート結果があります。半数以上の方が6時間以内にトイレに行くということです。大きな災害後、避難所の水洗トイレは使えないということが考えられます。避難している皆さんは、トイレが整っていない・トイレが汚いと感じると、トイレに行かなくていいよう水分を控える人が出て

きます。水分が不足すると、脱水・便秘・脳梗塞・心筋梗塞・深部静脈血栓症・エコノミークラス症候群などのリスクが高くなり、体調を崩したりします。最悪の場合、命を落とすこともあります。災害時でもトイレに行きやすい環境を整えることが、住民の命を守ることに繋がります。災害用トイレトラックは、それらのことを解決することができます。また、災害用トイレトラックを有する自治体から成る災害派遣トイレネットワークに加入し、市が被災した際の支援の受入れ及び被災地への支援体制を確立し、1台所有すれば何台も持っているのと同じ効果があります。トイレトラックの調整も助けあいジャパンさんでしていただけるということで、緊急事態のときには大変助かります。取手市ゆかりの方より取手市応援基金寄附金を頂いての事業であり、大変ありがたく思っております。災害時には必要と考え、賛成の討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

入江洋一君。

[21番 入江洋一君登壇]

○21番（入江洋一君） 皆さん、おはようございます。みらい・維新・国民の会の入江洋一です。私も、議案第59号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第5号）に賛成の立場で討論させていただきます。本補正予算案に計上されております災害用トイレトラック導入は、一見、高コストに見えるかもしれませんが、一度購入すれば、長期にわたって利用可能で、避難所の衛生環境の確保、被災者の心理的安定の提供の一助となり得ることから、単なるコストではなく、将来の安全と安心を確保する重要な取組と考えております。また、今回のトイレトラックの納車と同時に加入する災害時派遣トイレネットワークにより、市が被災した際の支援の受入れ及び被災地への支援体制が確立されることは、広域的な災害対策の一環として大変重要な意義を持っているものと思っております。さらに、災害用トイレトラックは平時にも活用が可能です。市内各地で行われるイベントなどで利用することにより、市民の災害に対する啓発にもつながることが期待されます。導入後は平時において積極的に有意義に多目的に利用することにより、取手市はしっかりとした防災対策を行っているという安心感を得られるものと思います。災害用トイレトラック納車後には、ぜひイベントでの積極的な活用とともに、市民への周知広報を願うものであります。最後に、この災害用トイレトラック購入のために多額の寄附をいただいたと聞き及んでいます。寄附者の御支援により、重要な防災資源を導入できることは、市民全員に大きな励みとなります。深く感謝を申し上げます。以上の理由により、議案第59号に賛成するものであります。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

小堤 修君。

[12番 小堤 修君登壇]

○12番（小堤 修君） 皆さん、おはようございます。創和会、小堤 修でございます。今いろいろな方から、いろいろな表現で賛成討論ありましたけれども、私も議案第59号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場から討論いたします。議案の説明にもあったように、自然災害が全国で頻発する中、一たび大災害が発生し、長

期にわたる避難生活を余儀なくされたとき、避難所におけるトイレ環境の維持は、被災者の健康を守るために極めて重要であります。災害発生時に上下水道などのインフラが断絶された場合でも、迅速かつ効果的に水洗トイレを提供できるトイレトラックを購入し、有事に備えることは、とても重要なことです。先日テレビで報道されていましたが、能登半島地震において、5か月たっても上下水道が復旧していないところがあることや、取手市から被災地に派遣された職員からも、トイレの環境整備の重要性について報告があったとのこと。それはまさに実際に被災地へ行って肌で感じないと分からないことがたくさんあるわけで、このような報告は、改善や次につながることの端緒となることから、とても意義があります。トイレトラックには多機能トイレも整備され、ソーラーパネルによる夜間でも照明を補える優れたものです。移動トイレを有する自治体から成る災害派遣トイレネットワークに加入することで、取手市が被災した場合には全国各地からトイレトラックの支援を受け入れられ、また逆にどこかで災害が発生した場合には、取手市のトイレトラックも派遣するなど、お互いの支援体制を確立することができます。平時においては各種イベント会場での活用などにより、取手市にはこのようなトイレトラックがあることを市民の皆さんに知っていただくよい機会になります。また財政面では、移動トイレの購入に役立ててくださいと市民の方から1,000万円の寄附を頂き、本当にありがたい限りです。さらに来年度終了となる緊急防災・減災事業債1,650万円を借り入れ、それらのお金を有効活用することも大変助かります。このようなことから一刻も早く車両を配備するため、この後の採決となります。私は、取手市での活用はもちろん、全国各地とつながるネットワークで、被災地の方々のトイレ事情が衛生的で健康を守ることに寄与されることは、とても意義深く重要なことであると認識し、賛成するものです。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは、2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（岩澤 信君） 全員の入室を確認しました。

議案第59号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

- 日程第6 議案第60号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）
議案第61号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正
予算（第1号）
議案第62号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）
議案第63号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）
議案第64号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩澤 信君） 日程第6、議案第60号から議案第64号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案第60号から議案第64号までにつきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第60号から議案第64号までについて、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第60号から議案第64号までについて、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は9月9日に行います。

- 日程第7 報告第7号 令和5年度一般会計継続費精算報告書について
報告第8号 令和5年度取手市健全化判断比率について

○議長（岩澤 信君） 日程第7、報告第7号及び報告第8号を一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。報告第7号及び報告第8号について、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、報告第7号及び報告第8号について、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。報告第8号、令和5年度取手市健全化判断比率について、質疑を行います。これまで、取手市財政は大変だ大変だということで、執行部の皆さんもいろいろ苦慮されているというところでは、私たち議会としても理解してきたわけなんですけれども、今回、監査委員の意見書を見ますと、すごい丁寧に詳細にわたって報告されておりまして、最後に、健全化判断比率については全て良好な状態が保たれているという、ちょっとほっとしたような、でもこれはこれまでの取手市

財政からするとどうなのかなというようなことで、より理解を深める意味で質疑を行います。担当部署、どのようにお考えでしょうか。

〔23番 遠山智恵子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、遠山議員の御質疑に御答弁いたします。令和5年度決算に基づく健全化判断比率の状況についてですが、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、4つの健全化判断比率を算出し、監査委員の審査に付し、議会への報告、その後、市民に公表することが、平成19年度決算から義務づけられており、今年で17回目となります。御質疑の令和5年度の取手市健全化判断比率につきましては、議案のオンライン説明で御説明したとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となっております。そのような中、監査委員さんからの意見にもありますとおり、4つの指標とも良好な状態が保たれているという御意見があるように、市としましても同様で、健全で良好な状態であるというふうに考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） ありがとうございます。確かに赤字にはなっていないということで、その辺は理解しているんですけども。そのための財政健全化はどうなのかという指標が示されているというふうに理解はしているんですけども。全て地方自治体どこも同じなんですけど、結局、市民のための事業を起こそうとすれば、起債を起こしたり、もちろん国のほうからの交付金であったり補助金が出て、中には基金を取り崩したりということで、そういったいろいろなあの手この手をして財政が——担当課いろいろ苦慮されていると先ほども私述べましたけれども、そういう中で庁内一致しながら、理解しながら財政を組んでいる、予算化して。そして今回、決算審査するわけなんですけども、そういう過程にあるということでは理解しています。ただそういう中で、財調も二十数億円がぎりぎり必要なんだということで、時にはそれを下回るようなときもあったんですけども、それもクリアしながら今に——現在に至っているということで、私たち議会のほうでもそのようには——その点は理解をしております。ただしながら、こういった良好なというような評価をいただいているわけですから、そういう意味では市民にとっての、重ねて要望が、いろいろな面で声が届いております。そういう意味では、これから市長の政治判断というところでも大きな力を発揮していただくしかないなという、例えば子どもクラブのトイレなんか、今までずっとできなかったものができるということで、今回補正予算で実施計画案が示されております。こういった形で今後進められていくんだろうというふうに理解をしています。私も予算・決算審査特別委員会の一人でもありますので、具体的にはその中で審査をしていこうとは思っています。そういう意味では、今年度の決算との絡みで監査委員の方たちの評価といいますか意見、どのように受け止めているのかということ、答弁

できましたら、この場でお願いできればと思います。この場でできればということで。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） 遠山議員の御質疑に答弁させていただきます。財政指標は何もこの2つだけではございませんで、ほかにも様々な指標がございます。こちらの財政健全化判断比率は、あくまでも地方債を乱用し過ぎて財政破綻することがないように、その事前の——それを未然防止するという観点で定められているものでございます。こちらについては、先ほど部長からも申し上げましたとおり、監査委員からも良好であるというお話をいただいております。ここは様々な指標がありまして、あまり取手市よろしくない指標も実際ございますので、その辺りも留意しながら、今後も財政運営していきたいと考えております。以上です。

○23番（遠山智恵子君） 以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8	認定第1号	令和5年度取手市一般会計決算の認定について
	認定第2号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第3号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
	認定第4号	令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
	認定第5号	令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
	認定第6号	令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
	認定第7号	令和5年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

○議長（岩澤 信君） 日程第8、認定第1号から認定第7号までを一括議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。認定第1号から認定第7号までについて、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、認定第1号から認定第7号までについて、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は9月9日に行います。

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩澤 信君） 日程第9、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。ただいま議題となっている議案につきましては、8月28日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。諮問第2号について、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、諮問第2号について、会議規則第37条第3項の規定により説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第2号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、濱野 清氏が適任であると答申することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、諮問第2号については、濱野 清氏が適任であると答申することに決定しました。

日程第10 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（岩澤 信君） 日程第10、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

て、提案理由をご説明申し上げます。本件につきまして、現在取手市には、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱された人権擁護委員が11名おりますが、このうち稲葉裕子氏が令和6年12月31日をもって任期満了となり退任されることから、新たに岡田直子氏を推薦したく、議会にお諮りするものでございます。岡田氏は民生委員・児童委員、主任児童委員及び取手市立寺原小学校運営協議会委員としても熱心に取り組まれており、長年、地域社会において教育の質向上に貢献され、多くの方々から信頼を寄せられております。今後もこれまでの経験と実績を生かし、人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

これから、諮問第3号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、岡田直子氏が適任であると答申することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、諮問第3号については、岡田直子氏が適任であると答申することに決定しました。

日程第11 請願第 3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（岩澤 信君） 日程第11、請願第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。請願紹介議員の紹介に関する発言を許します。

山野井 隆君。

[18 番 山野井 隆君登壇]

○18 番（山野井 隆君） 皆様、おはようございます。みらい・維新・国民の会、山野井 隆でございます。それでは、請願第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、ご説明申し上げます。昨年度も同様の請願を全会一致で採択していただいております。誠にありがとうございます。それでは、請願趣旨を朗読させていただきます。

・請願趣旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

・請願事項

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願代表者は、茨城県水戸市笠原町、茨城教育会館2階、茨城県教職員組合、井坂功一様ほか250名となっております。皆様の御審議・御協力、よろしくお願いたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、請願の紹介に関する発言が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第3号については、請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第12 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第12、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第62条第1項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますのでご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み1人60分以内です。また、1回目の質問は30分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、金澤克仁君。

〔16番 金澤克仁君登壇〕

○16番（金澤克仁君） 創和会の金澤克仁でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。まず、今回の台風10号により甚大な被害を受けられた地域の皆様、また、亡くなられた皆様、心からお悔やみを申し上げますとともにお見舞いを申し上げます。そして一日も早い復興・復旧を心からお祈り申し上げます。取手市内においては、幸いにも大きな被害はなかったという認識をしておりますが、土曜・日曜と休み返上で対応していただいた職員の皆様、この場をお借りいたしまして心から感謝を申し上げます。また、今回、一般質問くじ引きに参加をいたしまして、幸運にも1番のくじを引かせていただきました。私ごとになりますが、22日に行われる消防のポンプ操法大会にて選手になることになっておりまして、練習が大変佳境を迎えておりまして、今回の一般質問はぜひ前半のほうに終わらせたいなという思いでくじ引きに参加したところ、1番くじでございました。11人参加しておりましたので、ほかの番号を選ぶのは皆さんに大変失礼かと思ひまして、1番という順番でやらせていただきます。それではよろしくお願ひいたします。

まず、市内における開発についてでございます。私は、この問題について、その都度その都度質問してまいりました。今回は目に見えて大きな動きがあったようなので質問をさせていただきます。まず、西口は、新しい交通広場が完成をいたしました。また、A街区は、建設コストの増から計画を見直すとの報告があったところでございます。さらに、桑原地区におきましては、農水省との事前の協議がよしとなったという報告がございました。それでは、一つずつ質問をさせていただきます。取手駅周辺の開発につきましては、昭和

57年から取手駅西口地区第一種市街地再開発事業が施行され、同じ時期に、東口では取手駅東口土地区画整理事業が施行されたことで都市基盤整備が進められ、取手駅周辺は茨城県の玄関口として多くの役割を果たしてきました。そして、平成5年度から取手駅北土地区画整理事業に着手し、事業が進められてきました。そして、先日、新しい交通広場が供用開始され、いよいよ区画整理事業の完了も見えてまいりました。あとは、A街区の土地の使用収益が開始されると、再開発事業へつながっていくと考えています。まず一つ目の質問です。約30年経過している取手駅北土地区画整理事業の進捗状況について伺います。

〔16番 金澤克仁君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。取手駅北土地区画整理事業は、取手駅西口の約6.5ヘクタールの区域において平成5年度に事業計画が認可され、約30年の年月にわたり事業の推進を図ってきたところでございます。本地区は高低差があることから、一度に工事を施行することができず、高低差の解消を施しながら街区ごとに順次整備を行ってまいりました。また、本事業は取手駅直近の地区であることから、自動車、歩行者の交通量が多く、また堅牢な建築物などが建ち並ぶ地域であり、さらには軟弱地盤も一部存在し、その対策を講じながら進めてきたことで長期間を要することとなりました。そのような中、使用収益開始した街区においては、土地利用が図られ、駅前にはふさわしい都市景観が形成されてまいりました。令和4年5月からは、交通機能を仮設交通広場に切替え、誰もが安心して快適に利用できる交通広場を目指し、改修工事を約2年間進めてまいりました。そしてこのたび、令和6年7月30日に新しい取手駅西口交通広場の開通へと至りました。しかしながら、駅ビル側の歩行者シェルターの設置工事や、交通広場に接続する都市計画道路の改修工事などがまだ未完成であることから、引き続き完了に向けて、残る工事を進めてまいります。また、A街区におきましては、仮設交通広場の撤去工事及び都市計画道路3・5・39号道路擁壁工事、さらには、宅地造成工事を進めております。一連のA街区の造成工事の進捗を図り、10月以降、順次A街区の使用収益開始を進めていく計画です。併せまして、昨年度に県道より北側の地区で行いました出来形確認測量を、今年度の秋頃から県道より南側の地区において行いまして、来年度の換地処分に向けた作業を今進めているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。新しい交通広場ができるまで2年間の暫定の広場ということで、それから新しく交通広場ができたわけです。私も実際に新しい広場を利用して見て——車で通ってみて、最初は正直なかなか戸惑いながらというところでしたが、交通広場が新しくなって1か月以上が経過したわけですが、市民の皆様からの御意見などがあれば、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 区画整理課副参事、中野潤一君。

○区画整理課副参事（中野潤一君） お答えいたします。新しい駅前交通広場では、エレベーターを2基設置し、歩道の拡幅と横断勾配の改善によりバリアフリー化を図ってまいりました。特に、以前の駅前交通広場では、歩道が狭く、勾配がきつかった利根川方面にある東西地下連絡通路とリボンビルの中の横断歩道は、車椅子の利用者の方からも利用しやすくなったとの声をかけていただいております。また、今年4月に開業した南側のエレベーター1号機は、取手駅側に設置したことで、たくさんの方に御利用いただいております。一方、交通広場中央部に設置した一般車乗降場につきましては、待機する車両があることでロータリーまで停車車両が連なってしまう時間帯が発生しております。限られたスペースの中で、1台でも多くの方が快適に駅前交通広場を利用できるよう、一般車乗降場では待機をせず、短時間での乗る、降りるの利用とするよう、今後も引き続き取手警察署などと連携しながら周知を図ってまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。開通当初は市の職員の方も出て誘導等に当たっていただいたことは私も理解しておりますが、様々、交通広場は使用して初めて分かる課題とかもあると思っておりますが、今後も丁寧に対応していただきたいと思っております。それでは、最初の答弁の中で部長も少し最後ほう触れていましたが、区画整理事業の完了までの見通しについて、お伺いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、区画整理事業の完了の見通しについて、お答えさせていただきます。本事業は区画整理事業としての完了を、現在の事業計画で令和8年3月31日としております。繰り返しとはなりますが、令和6年度におきましては、新しい駅前交通広場で残っている歩行者シェルターや現在進めているA街区の造成工事、そして交通広場に接続する都市計画道路の築造工事及びライフラインの工事などの主たる工事を完了させていきます。また、区画整理事業地内の県道から南側の各画地の出来形確定測量を行います。そして令和7年度におきましては、管理移管に向けた地区全体の誘導ブロックの整備や舗装の修繕、そして道路台帳の作成などを実施する予定でございます。あわせて換地計画を定めて、換地処分のお知らせを行います。これにより、換地の権利関係及び清算金の額を確定した後、法務局への登記及び清算金の徴収・交付を行い、事業を完了させる予定でございます。駅前の土地利用の高度化を促進させるための都市基盤整備は、取手市の都市間交流人口の拡大による活性化のため、また市民生活に必要な各種都市機能の集積を図ることによって利便性を高めていくためにも、とても大きな役割を担うものであり、これからも事業の早期完了を目指し、引き続き努力してまいります。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。令和7年度中ということで、ぜひぜひよろしく願いいたします。

次に、A街区再開発事業について伺います。区画整理事業は完了が見えてきて、西口地区の基盤整備に関しては最終段階に来ていると思っております。今後は、土地の有効活用をどの

ようにしていくかが重要となり、地権者の皆さんで構成される再開発準備組合で再開発事業の実現化に向けた作業を進めておるところだと思います。先日、建設工事コストの急激な上昇を受け、事業計画の見直しを行うこととなったと御報告を受け、心配しているところでございます。市も準備組合の活動に対ししっかりと援助していることと思いますが、幾つか御質問をさせていただきます。建設コストの急激な上昇を受け、準備組合で事業計画の見直しを行っているとのことですが、現在の進捗状況について伺います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。再開発準備組合におきましては、建設工事コストの急騰を受け、施設計画及び収支計画の調整を行ってまいりました。そのため、準備組合から市に対しまして、調整を行う期間、都市計画決定に向けた手続を一時的に待っていただきたいとの意向が示されたことにより、都市計画決定に向けた手続を一旦延期してまいりましたことは、以前に御説明させていただいたとおりでございます。このたび、準備組合におきまして、施設計画及び収支計画の見直し案がまとまり、8月20日に開催された準備組合の通常総会におきまして見直し案が承認され、この見直し案を基に都市計画決定に向けて事業を推進していくことが、準備組合として正式に決定されたところでございます。市といたしましては、準備組合における見直し案の決定を受けまして、準備組合からの要請を受け、都市計画決定に向けた手続を再開している状況ということでございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。8月20日の総会で見直し案が決定されたということは、うれしいことであり、安心するところでございます。それでは、具体的にどのような点が変更になったのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。まず再開発事業の施設計画の変更点につきましては、住宅棟につきまして、以前の計画では地上25階建てだったものが、見直し案では地上21階建ての施設計画となった点が大きな変更点でございます。また住宅棟の構造につきましては、1棟の建築物ではありますが、廊下部分を挟んで左右に住戸が分かれて配置される構造となります。さらに車庫でありますエレベーターパーキングにつきましては、以前の計画ではマンション内に内包されておりましたが、見直し案ではマンションの外部に独立して配置することとなりました。このように、住宅棟につきましては大きな変更がなされましたが、住宅棟の占有面積は約1万4,000平方メートルと変更はございませんので、計画戸数につきましても約200戸と変更はございません。なお、複合公共施設を整備します予定の非住宅棟につきましては、階数・面積ともに従前の計画と変更はございません。

続きまして、再開発事業の収支計画であります。全体事業費が約143億円であったところが、変更案では約177億円となっており、約34億円のアップとなっております。住宅棟の階数を減らすことや、共用部分の面積を見直すなどして建築費の縮減を図りましたが、建築コストの高騰がそれ以上であったため、全体事業費としましては約24%の上昇

となっております。再開発事業全体の事業費の増額に伴い、市から準備組合への補助金が約 38 億円から約 48 億円に増額する見込みとなりますが、国庫補助金及び地方債を活用することにより、一般財源による市の負担部分は極力少なくなるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） よく分かりました。住宅棟についてはある程度の見直しがあったようですが、占用面積・戸数も変わらないと、また非住宅棟については階数・面積ともに変更がないということで、今後、市が整備を予定している複合公共施設の整備計画には大きな影響はなさそうだということでございます。また、建設総事業費が約 34 億円アップになることによって、市の補助金が 10 億円増えるということですが、国の補助金や地方債を活用して財政支出の軽減を図っていただきたいと思っております。それでは、この見直しによる再開発事業全体のスケジュール、どのような影響があるのか、お尋ねをします。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。今後の事業スケジュールへの影響に関する御質問ということでございますが、再開発事業全体のスケジュールに変更はございません。今年度に都市計画決定を行いまして、令和 7 年度に再開発組合の設立、いわゆる事業計画の認可、令和 8 年度に権利変換計画の認可、令和 9 年度に工順に着手しまして、令和 11 年度の完成というスケジュールにつきましては、変更はございません。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） スケジュールには影響がなく、令和 9 年度着工、11 年度完成という変わらないことで安心しました。それでは、都市計画決定のスケジュールには影響があるのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。都市計画決定手続のスケジュールにつきましては、手続を一旦延期していたことから多少後ろ倒しになることとなりますが、今年の秋に住民説明会と公聴会を実施し、その後に都市計画案の縦覧、市の都市計画審議会への付議などの法定手続を経て、来年 2 月の都市計画決定を予定しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 都市計画決定のスケジュールは少し後ろ倒しになるということは分かりました。これぐらいの遅れであれば仕方がないことかなというふうに思います。市が整備を予定しています図書館を核とした複合公共施設は、今回の見直し作業により、規模・面積・整備費用などに影響があるのか伺います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。非住宅棟に市が整備予定の図書館機能を中心とした複合的な公共施設につきましては、非住宅棟の階数・面積などに変更はございませんので、公共施設の規模などにつきましては変更は予

定しておりません。しかしながら、複合公共施設の整備費につきましては、再開発事業の全体事業費の上昇によりまして保留床の処分単価の上昇が見込まれますので、床の取得費用がアップすることは想定されるところでございます。複合公共施設につきましては、再開発事業全体の施設計画及び収支計画の見直し案が、準備組合におきまして8月20日に決定したばかりの段階でありますので、今後、検討作業を慎重に進めてまいりたいと考えております。いずれにしましても複合公共施設につきましては、現在、基本構想の策定作業を進めている段階でありますので、施設の機能や規模・面積・整備費などにつきましては、基本構想の策定プロセスの中で丁寧に議論・検討を行っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。今後、基本構想を策定していく中で検討していくということで理解をいたしました。再開発事業の全体事業費が上昇すれば、床の単価に影響し、ある程度は公共施設の整備費がアップすることが想定されますが、これは建設工事コスト上昇であり、ある部分仕方ない部分もあるかと思えます。今後も市民そして議会にしっかりと報告をし、準備組合に対する支援をしっかりと行っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。市といたしましては、この変更案につきまして、都市計画決定に向けた手続を速やかに再開する所存でございまして、早期の都市計画決定が可能となるよう、必要な支援を全力で行ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。執行部におかれましては、このA街区における再開発事業の実現化に尽力していただくとともに、誰にとっても利用しやすい魅力的な複合公共施設の整備を進めていただきたいと思えます。議会としても、取手駅西口エリアの活性化を推進し、市全体の活力向上につなげることにより、将来の取手市の発展につなげていければと考えております。

次に、桑原地区の土地区画整理事業について質問いたします。6月定例会で杉山議員が質問されておりますが、今回はその後の進捗などについてお伺いをいたします。桑原地区の開発時計画には、市街化区域編入の都市計画決定に向けた都市計画協議と、土地区画整理事業の事業化に向けた区画整理協議の2つの協議を並行して進めていると認識しております。特に、都市計画決定手続の一つである農林協議については時間を要している状況でありましたが、このたび進捗が見られたとのことですので。農林協議の進捗状況について、お尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 金澤議員の御質問に答弁いたします。桑原地区の市街化区域編入

に向けた農林協議につきましては、令和5年3月より国との協議を進めてまいりました。先般、農林水産省から事前調整が終了した旨の通知が茨城県のほうにございました。今後、茨城県の都市計画決定手続の中で法定協議等が控えておりますが、都市計画決定に向けた一つの山場を超えることができたというふうに考えております。金澤議員をはじめ、市議会の皆様や市民の皆様には御心配・御期待の両方をお寄せいただいておりますが、おかげさまで、このたびの進捗に至りました。今後も、皆様の期待に応えるため、桑原開発の早期事業化を目指してまいります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。非常に大きな山を一つ越えたのかなという認識を持っております。中村市長は開発事業の加速化をマニフェストに掲げ、そして黒澤副市長からは6月議会で、市の政策を着実かつ早期の実現へ導いていくと答弁をされておりますが、市長就任1年余り、副市長就任数か月で協議に進展があったことは、これはもう市長と副市長のリーダーシップがあったことだと考えます。引き続きよろしく願いいたします。そこで協議進捗を受けて、今後の見通しについてどのようなスケジュールで取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。今後のスケジュールにつきましては、市街化区域編入の都市計画決定が県決定となりますので、県のほうと調整をした上で具体的な時期を定めていければと考えております。都市計画手続につきましては県と一体となって進め、目標としては令和7年度中の都市計画決定を目指してまいりたいと、このように考えております。また都市計画決定後には、準備組合におきまして速やかに事業認可の取得と組合の設立がなされるよう調整し、換地設計完了後の造成工事着工を目標として、組合設立等を今後とも支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。令和7年度中の都市計画決定を目指すということでございますが、やはりいつできるんだろうという皆さん疑問を感じておりますので、できるだけスピード感を持って取り組んでいただければと思います。ただ、事業化に向けて大きく動き出したことは、よく感じるところでございますが、実際に事業化に至るまでには、まだまだ様々なハードルがあると思います。今後の課題についてお尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。課題ということでございますが、農林協議の進捗によって、桑原開発については新たなステージのほうに移行します。具体的には、組合設立に向けて、地権者の皆様にいよいよ御判断をいただく時期を迎えることとなります。組合設立、そして事業認可についての御判断をいただくためには、地権者の皆様の区画整理事業に対する理解はもちろんのことなんですが、事業協力者との借地契約の合意に至ることが、多くの地権者の皆様にとっての前提条件というふうに考えております。引き続き、事業協力者と連携を図りながら、そして準備組合を中心といたしまして地

権者懇談会、個別相談などを開催して、地権者の皆様の合意形成のほうを支援していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。地権者の皆様が組合設立の本同意を提出するためには、区画整理事業の減歩率や事業協力者との様々な条件について、これが大きな判断材料になると思います。執行部におかれましても、地権者の皆様の納得が得られるよう、様々な調整などお願いをいたします。以上でこの質問を終わります。

次に、団体活動時の保険適用についての質問に移ります。私も幾つかの団体に所属し、いろいろな活動をしておりますが、保険の適用について、ここ去年あたりからちょっと疑問に思うところがありまして、長くいろいろ調査研究を進めておったところでございますが、今回の質問となりました。まず1点目なんですけれども、取手市学警連が呼びかけております夏季特別街頭指導というのがございます。事務局は教育委員会の子ども青少年課ということでございます。様々な団体に呼びかけておりまして、私としてはセーフティマイトウンチームというところに所属しておりまして、この活動に参加をしております。そこで、お尋ねをいたします。この夏季特別街頭指導における傷害保険等の加入状況について、お尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、金澤議員の御質問に答弁させていただきます。まず初めに、今、御紹介ございました夏季特別街頭指導について説明させていただきます。この活動は、取手市内学校並びに青少年健全育成関係機関、団体等と取手警察署との連絡協議会、略称「学警連」が主催している事業でございます。令和2年度から4年度は、コロナ禍で街頭指導が中止となりましたが、令和5年度は、取手市青少年相談員のみで実施させていただきました。そして今年度、令和6年度につきましては、実に5年ぶりの実施という形になりました。金澤議員にも、これまで御協力いただきありがとうございます。さて、夏季特別街頭指導は夜間の街頭指導でございまして、取手市青少年相談員連絡会、民生委員・児童委員協議会、保護司会、更生保護女子会【「更生保護女子会」を「更生保護女性会」に発言訂正】、少年警察ボランティア、金澤議員が所属しておりますセーフティマイトウン、PTAの方々に御協力いただいております。夏休み期間中の今年度は12日間、2班体制で実施しておりまして、延べ14日間実施させていただきました。参加人数は延べで158人の方に御協力いただいたものです。議員ご質問の夏季特別街頭指導活動中の保険なんですけど、これは全国市長会市民総合賠償補償保険で対応しております。以上でございます。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 実は、今年は8月30日に私、出席する予定だったんですけども、台風の影響により、雨のため、その日は中止となってしまいました。今、部長の答弁

で、2班体制で158名の皆さんに御参加いただいているということで、幅広く行っているということが分かりました。それで今、答弁の中に全国市長会市民総合賠償補償保険ということでございましたが、この保険の中身について具体的にお尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、金澤議員の御質問に答弁いたします。現在、取手市では、社会体育活動等に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故に補償するため、取手市市民総合災害補償規則を定め、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しております。この保険は賠償責任保険と補償保険の2種類の保険により構成されております。まず賠償責任保険は、取手市が所有・使用・管理する施設及び市の業務上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険金を支払うものです。次に補償保険は、取手市が主催する社会体育活動・文化活動等の社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他市が主催・共催の行事への参加者や市管理下のボランティア活動中の団体や住民個人、市から委託を受けた私人・有償ボランティアが事故により被災した場合に見舞金を支払うという制度の内容となっております。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。よく分かりました。次に、私が所属している団体でもう一つ、交通安全推進指導隊という団体がございます。ここは、例えば夏祭り——神社の夏祭りなどの警備に、市の安心安全対策課を通して警備の依頼が来て警備をするというような団体なんですけれども、ここの指導隊の保険加入状況についてお尋ねをいたします。ちなみになんですけれども、令和5年、ある夏祭りの警備中に熱中症になってしまった方がおりました。夏祭りですから、当然主催は市ではなかったんですけれども、そのときは保険の適用はございませんでした。交通安全推進指導隊の保険の加入状況について、お尋ねをいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、質問にお答えさせていただきたいと思います。まず交通安全推進指導隊についてなんですけれども、こちらは先ほど少し紹介ございましたが、交通安全の確保それから交通事故防止及び交通道德の高揚を図るとともに、住民の自主的交通安全活動を推進・指導することを目的といたしました団体でございます。市長の委嘱によりまして、現在33名の隊員の方に活動をいただいているという状況でございます。主な活動といたしましては、交通安全運動に伴う交通安全キャンペーン、それから交通安全の日に伴う街頭立哨、それ以外に各種イベントの主催者からの依頼に伴う交通整理・誘導等の活動を実施していただいているという状況でございます。御質問いただきました指導隊の活動中の事故・けが等におけます補償に関しましては、先ほど管財課のほう——財政部長のほうから御説明がございましたが、全国市長会市民総合賠償補償保険におきまして、活動中の事故・けが等による障がいが発生した通院、それから入院した際の補償が適用されるというようなことになってございます。ただし、先ほど御紹介をいただきました

熱中症、こちらにつきましてはこちらの保険対象外ということになってございまして、通院等の補償をすることができないというような事案がございました。それを受けまして今年度につきましては、交通安全推進指導隊の役員と協議を行い、公益財団法人スポーツ安全協会傷害保険に熱中症も対象となるというような傷害保険がございましたので、こちらは交通安全推進指導隊の予算において今年度加入したというような状況でございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。その指導隊に関しては熱中症にも適用になる保険に加入していただいたということで、今後も——今、日本こういう気候でございますので、熱中症というのは注意していても、どうしてもなってしまう可能性もありますので、今後もその保険については継続していただきたいと思います。

次に、先ほどの夏季特別街頭指導に戻りますが、この夏季特別街頭指導で要請している各団体の保険なんですけれども、そういった活動中に熱中症になってしまった場合、対応している保険かどうかというのを確認させてください。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 金澤議員の質問に答弁させていただきます。その前に1点、訂正をお願いします。先ほど私、夏季特別街頭指導に協力している団体で、「更生保護女性会」と言うべきところを「更生保護女子会」と言ってしまうました。訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 議長は訂正を認めます。

○教育部長（井橋貞夫君） 答弁させていただきます。この夏季特別街頭指導に御協力いただいている団体で、熱中症が対象となる保険に加入しているかどうかという御質問なんですけど、団体のうち——PTAを除く6団体のうち5団体は、熱中症にも対応している保険に加入しているということを聞いております。そのため、この学警連の事務局であります教育委員会子ども青少年課では、熱中症にならないことをできるだけ配慮しましてパトロールをお願いしております。万が一、街頭指導中に熱中症になってしまった場合には、全国市長会の保険は該当しませんので、申し訳ないんですが、各団体で加入している傷害保険での対応となってしまいます。以上となります。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。私も実際この夏季特別街頭指導に何度か参加をして、どういう状況かというのはよく理解をしております。例えば6人1組で徒歩で市内をパトロールしたり、別の班は車でパトロールをしたりというところがございます。今の部長の答弁ですと、この要請をしている6団体のうち5つの団体は、その団体で熱中症に対応する保険に入っているところで、1つは入っていないというところがございます。今6人でパトロールというところがございますが、ないにこしたことはないんですけれども、例えば6人中2人が熱中症にかかってしまった場合、現在の状況では保険が適用される方とそうでない方が出てしまうと思います。これはやっぱり市から要請して活動に参加している場合には、保険の適用範囲に差が出るというのは少し違和感を感じるのとこ

ろでございます。今後しっかりと対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。今回、金澤議員からの一般質問を受けまして、市が主催するイベントや、市から依頼を受けてボランティア活動をする際の補償について調べるきっかけとなりました。市が加入しています全国市長会市民総合賠償補償保険では保障されない熱中症に対し、各市民団体や有償ボランティアの方々が独自でそれぞれの損害保険に加入している場合、それと全く加入していないという場合があることが分かりました。最近では、民間の傷害保険には、熱中症に対する特約が付加できる商品が増えてきているということは認識しているところですが、全国市長会市民総合賠償補償保険に関して言えば、県市長会が主催の保険事務担当者会議というのが11月に開催されますので、その会議の中で熱中症特約の追加を要望していくというようなことも考えております。いずれにしましても、行政から依頼するボランティア活動につきまして、屋内でのボランティア活動など熱中症の心配がない場合を除き、それぞれの保険に差が生じないように、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。前向きに検討してまいりたいということでございますので、ぜひそういった差異が生じないように、今後はきめ細やかな対応をよろしくお願いいたします。以上でこの質問は終わります。

続いて、最後に、生成AI技術を用いた議会答弁書作成支援システムについて質問をします。執行部の皆さんは、議会对応事務の効率化とより質の高い想定などに活用が図られると、8月14日にたしか議会に報告がありましたし、ホームページまた新聞報道等でも認識をしております。私は8月14日に議会へ報告があったときに、これはぜひ9月の議会では一般質問をしたいなと思ったところでございます。まず初めに、このシステムというのはどんなものかお伺いをいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

副市長、伊藤 哲君。

〔副市長 伊藤 哲君登壇〕

○副市長（伊藤 哲君） 金澤議員の御質問に御答弁申し上げます。生成AI技術を用いた議会答弁書作成支援システムにつきましては、金澤議員からも御案内ございましたように、8月の14日に、通知において議員の皆様にもお知らせをしたところでございます。今定例会の一般質問等に対する議会对応業務から試験運用を開始したところでございます。この生成AIに関しましては、昨年7月に市として生成AI技術の業務への活用をいち早く図ってきたところでございます。その際、中村市長からは、職員に対しまして、システムを活用しつつ、議会の答弁をしっかりと作成されたものに、最後は職員の知識と魂を入れ確認することを忘れないことということ強調されておりました。このたびの議会答弁書作成支援システム利用に関しても同様でございます。こうした技術を積極的に活用しつつ、業務の効率化だけでなく、より高度な情報収集やより質の高い議論展開に向けた調査研究を進めまして、議会に臨む姿勢、体制を整えてまいります。詳細につきましては担当

部長よりご答弁申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） それでは、伊藤副市長の答弁に少し補足をさせていただきたいと思います。議会答弁書作成支援システムは、先ほど伊藤副市長のほうからもございましたように、議会対応業務のより高度な情報収集、より質の高い議論展開に向けた調査研究の推進を目的といたしまして、このたび試験運用をさせていただきました。運用に当たりましては、まず8月19日に職員向け説明会と操作研修を実施し、103名の職員が参加をいたしました。また同日、市役所閉庁後の1時間半程度、窓口業務などで日中、操作演習に参加できなかった職員にも参加をしていただいたというような状況でございます。そして、その翌日からは全職員が利用可能な環境を整備いたしまして、運用を開始したというような状況でございます。

本システムにつきましては、主に想定問答の生成、取手市議会会議録検索システムとの連動、各種計画の資料や情報を反映した答弁書素案の生成、それからニュアンス変更などの機能を備えたものとなっております。導入済みの生成AIシステムを、答弁書案の作成を支援する形に特化して進化させたというようなものでございます。本システムは名前のおり、答弁書の作成を支援するものでありまして、生成AIが作成するものはあくまでも答弁書の素案というようなことでございます。そのまま答弁書になるというようなことではございません。一方で、これまで私たちが例えば文書を――作成したその答弁書の文章の体裁を整えたりですとか、あるいは御提案をいただきました政策等に関しまして調査研究を進める過程の中で、先進事例の調査とか、あるいは会議録検索システムを用いまして過去の会議録を調べるなど、そういった業務の効率化の部分につきましても導入目的の一つでございます。その結果、インターネット上にあります多くの情報を瞬時に集めまして、多様化する議会の議論に臨むことができるといった効果は非常に高いということで認識しております。ただこちらにつきましても、他の自治体の事例や取組事例、それから数値などにつきましても、生成AIが作成したものをうのみにはせずに、先ほどもありましたように、必ず職員のほうが確認をするということで、事実確認ですとか、そういったものを行うというようなことになってございます。最終的には職員の知見を盛り込んだ答弁書を作成するための、あくまでも支援ツールとして活用を図っていきたいというところでございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。魂の籠もった答弁、ありがとうございます。実は私は先日、この質問を通告した後、事前調査として、このシステムの動作の説明を受けました。触ってみて、見て、すごいなというのが一言目でございます。それで具体的に何点かお尋ねをいたします。先ほどの説明の中でありました、ニュアンス変更機能についてでございます。例えば、この機能は、この金澤の質問に対してちょっと消極的な答弁にしようかなとか、積極的な答弁にしようかなと、そういうボタンによってその答弁内容が変わってくるというようなシステムと認識しておりますが、この機能について御説明をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。ニュアンス変更機能というものなんですけれども、生成AIが作成したその答弁書の案を、当市のシステムでは「推進」と「検討」というボタンがあります。「推進」のボタンを押しますと、その推進の感覚のニュアンスに文章を体裁を整えてくれる。一方「検討」のボタンを押しますと、その検討の文章体のほうに体裁を整えてくれるというような機能となっております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 分かりました。ちなみになんですけれども、今回9月の定例会、20人の議員が一般質問してると思うんですが、この支援システム、何人ぐらいの議員の答弁書の作成に使われたのか、お尋ねいたします。

〔笑う者あり〕

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。今回通告された20人中、11人の通告に対し利用をさせていただいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。かなりの頻度かなというふうに感じました。推進ボタンと検討ボタンをどれぐらい押したのかは、あえて質問しません。

〔笑う者あり〕

○16番（金澤克仁君） それでは、次ですけれども、これも事前調査のとき、過去議事録検索機能というのは取手市議会の議事録検索システムに質問の関連項目をヒットさせているように見えたが、これで間違いはないでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。金澤議員、質問通告前に事前調査されたときに御覧になっていただきましたとおり、今ご質問ありましたとおり、取手市議会の会議録検索システムにリンクするというような機能でございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） これも本当に使い勝手がよくて、大変幅が広がるシステムだと思います。

次に、このシステム、セキュリティーについてお尋ねいたします。取手市としては、利用するに当たって、どのようにセキュリティーを確保しておられますか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。このシステムは、まず取手市役所内部のネットワークからしか利用できないような制限をかけております。また、システムに関しましては、入力したデータを二次利用されないといった形となっております。情報漏えいのない対策を取っているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） セキュリティーについては確認をいたしました。また、今回20名の一般質問のうち11名の質問の作成に支援システムを活用したということですが、こ

のシステムを活用した職員さんの感想などがあれば伺います。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。当課に届いております声、まだ利用して日が浅いので、そんなに多くは届いてはいませんが、非常に便利であるというような声が届いております。また、視覚的に使いやすいというような形で、そのシステムの使い方が分からないといったようなお問合せというのは少ないというのは、イコール使いやすいのではないかというふうに理解しているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。次に、このシステム、本当に素晴らしいものだと思うんですけども、今後の展開や活用方法については、どのようにお考えですか。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） このシステムなんですけども、今回の定例会で初めての使用というところでございます。ですので、議会の閉会后、職員への実際の利用状況ですとか課題・要望などを伺いながら、システムの改善を図っていく予定でございます。また利用する側の職員についても、必要に応じまして研修会等を設けていきたい、さらなる積極的な活用と適正な運用を推進していきたいというところでございます。

また、このシステムにつきましては、新しい生成AIエンジンといたしまして、GPT-4という新しいものを利用してございます。答弁書作成以外の文書作成ですとか、それからアイデア出しなどへの活用展開というようなことも可能でございます。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、このシステムは、答弁書素案の作成を支援するものでございますけども、職員が一切考えることなくボタン一つで答弁書が出来上がるというようなものではございません。職員は必ず内容の確認と精査を行いまして、なおかつ市の方針との齟齬等を勘案して答弁書を作成するというようなところを徹底してまいりたいということで考えてございます。今後もシステム導入の目指すところは、あくまでも議会对応業務の効率化——先ほど言いました効率化というところと、質の向上ということを忘れずに、よりよいシステムの向上に向けまして、引き続きこの取組を進めていきたいというところでございます。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。議会对応の効率化と質の向上ということで、これは我々も、自分も含めて肝に銘じておかないといけない部分かなと思うんですけども、我々議員が利用することも可能なんではないでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。取手市議会も音声テック協定の締結者の一者となっておりますので、利用が可能と考えております。先ほどお答えさせていただきましたとおり、取手市役所のこのネットワークでしか利用できない環境でございますので、今後活用されるといったときには、議会事務局または当課でパソコンを用意させていただいて、この庁内での利用といったところになると想定しております。以上で

す。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。我々議員も、質問に限らず、議会の中での議員活動としての効率化や質の向上という意味で、ぜひ活用をしていきたいと思えます。ただ、これ、やっぱり一度、議員全員がどういったものかというのに触れる必要があると思えますので、そういったときは、ぜひ——これは議長を通してになると思うんですけども、執行部の皆さんに何か説明会とか勉強会みたいなのを開催する機会なども検討していただければと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） 御要請いただきましたらば、御説明をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。今回の一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、金澤克仁君の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 52 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 創和会、長塚美雪です。3項目について、通告順に従い質問をさせていただきます。まず今回、1項目めに挙げた部活動地域移行ですが、夏休みが終わり昨日から学校が始まった小学校5年生の息子が中学1年生になる令和8年度に、休日の部活動は全て地域移行する目標で事業が進められております。一保護者としてもとても関心が高い事業であるため、質問させていただきます。部活動地域移行のモデル事業が、令和5年度は2クラブから始まり、今年度については市内公立中学校全6校で各2クラブ以上の実施を目標とされておりました。まず初めに、モデル事業開始から1年半たった現在の進捗状況について、お伺いします。

〔1番 長塚美雪君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、長塚議員の御質問に答弁させていただきます。この部活動の地域移行につきましては、昨年度、入江議員のほうからも御質問いただいております。御質問いただきました現在の進捗状況でございますが、部活動の地域移行につきましては、取手市では教育委員会が主体となりまして、昨年度からモデル事業を実施して

おります。そして、長塚議員が御紹介いただきましたように、令和8年度の完全移行を目途に、部活動を学校から切り離すのではなく、既存の部活動のよい点を生かしながら現在事業を進めているところでございます。昨年度、事業を進めるために必要な検討や協議を行う取手市部活動地域移行推進協議会を設立させていただきました。この協議会では、市スポーツ協会・市スポーツ少年団・中学校体育連盟・PTA・部活動顧問・学識経験者等から成ります各代表者、それと教育委員会の各関係課職員13名で構成されまして、令和5年6月から現在まで、4回の会議を開催しております。会議では、事業を推進するに当たりまして、課題や今後の進め方に対しまして幅広く各団体から御意見や御指導、助言をいただき、事業へ反映しているところでございます。

次に、モデル事業の実施ですが、令和5年度は、取手一中・藤代中・藤代南中の軟式野球部の合同チームと、藤代中・藤代南中の剣道部の合同チーム、2つの地域クラブを指定し、休日の活動を実施したところです。今年度はモデル事業を市内の公立全ての中学校を対象に、軟式野球2クラブ、剣道2クラブ、女子バレー・女子バスケット・空手道・柔道、各1クラブの計8クラブを予定して今事業を進めています。地域クラブの指導につきましては、昨年度に引き続き、現在部活動の顧問をされている教員で地域クラブ活動での指導を希望する方に、地域クラブ指導員を委嘱しまして、指導に当たっていただいております。なお、今年度は、地域クラブ指導員として13名の教員を委嘱しております。現在の進捗状況でございます。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 順調に進捗していることを確認させていただきました。今おっしゃっていただいたとおり、昨年・おととしと入江議員が一般質問をされております。その際に答弁をされておりました課題として、大きく3つ挙げられておりました。1、指導者の確保、2、地域部活動の主体となる団体組織に関すること、3、保護者の費用負担、これ以外にも様々な課題が山積みであるということは事前調査の際に伺っております。しかしながら、この大きい課題として3つということで、詳しい内容についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。1つ目、指導者の確保につきましてはですが、こちらは中学生を指導するに当たり、生徒たちのニーズに合わせた技術面の指導はもちろんですが、人間的な成長を促すメンタル面の指導も大変重要だと考えております。その両方を適切に指導するには、指導者に適当な指導力が求められてきます。現在行っているモデル事業では、兼職・兼業として部活動顧問の教員に指導していただいておりますけれども、今後は技術力や生徒のメンタル面も含めた指導力を有する外部人材の確保が大きな課題となっているところでございます。

2つ目、受入れ体制の整備でございますが、現在は教育委員会が主体となっておりますけれども、将来的には地域クラブとして、独立した運営や実施を行うことが望ましいと考えております。教育委員会でも、先進地や他自治体の動向を参考にしながら、運営団体や実施主体の設立に向け検討を進めているところでございます。

3つ目、費用負担につきましてですが、こちら地域クラブとして活動していくためには運営資金が必要となります。令和7年度まではモデル事業実証期間のため、運営費用を徴収しておりませんが、今後、令和8年度からは、保護者の皆様から運営に必要な経費、こちらを御負担いただくことを検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今おっしゃっていただいた課題、こちらの解決に向けた今後の取組について、お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。今後の取組につきましてですが、先ほど答弁させていただきました3つの課題につきまして、部活動地域移行推進協議会や、現在モデル事業として関わっていただいております指導者や生徒そして保護者の皆様に、今後の活動について御意見を伺い、より具体的に事業を進めてまいります。また、7月に開催しました推進協議会、こちらで御意見をいただいたところなのですが、部活動の地域移行につきましては、まだまだ生徒や保護者など関係者に十分理解されていない状況です。そのため、これまで以上に周知活動に力を入れ、市ホームページの充実や今年度新たにインスタグラムを活用するなど、周知活動の徹底を図ってまいります。さらに、将来地域クラブの参加対象となる小学生そしてその保護者に対しまして、昨年度に引き続き市内全中学校の新生説明会におきまして、事業説明などを実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今の御答弁の中で、これまで以上に周知活動に力を入れるとの話があったんですが、いろいろ調査をしていくうちに、この事業の大きいポイントは周知であると大変感じました。部活動地域移行は、地域・保護者・学校の理解と協力が必要不可欠な事業です。そしてその理解・協力が、先ほどお伺いした課題についても大きく前進する部分もあろうかと思えます。現在の周知活動はどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。休日の部活の地域移行、こちらを推進するためには、関係者市民の事業の理解が欠かせないところでございます。そのため、事業スタート当初から、市のホームページに、国や県のガイドライン、取手市部活動推進協議会の議事録、モデル事業の活動の様子などを随時掲載させていただきまして、更新も行っているところでございます。先ほども申しましたが、今年度からは、インスタグラムなどにも各クラブの様子を掲載して、広く市民へ周知に努めているところでございます。また、生徒や保護者、こちらに対しましては、地域クラブへ移行する部活の保護者会に職員が参加をさせていただきまして事業説明を行い、事業への理解を図っているところでございます。また、具体的に申しますと、昨年9月に全中学校の保護者や生徒、教員に対しアンケート調査を行い、今年2月には市内全中学校の新生説明会において、事業説明とチラシを配布させていただいております。また、今年4月に入りましては、学

校を通して生徒や保護者へチラシの配布を行っているところでございます。さらに、教職員、こちらに対しましても、学校長会をはじめ教頭会、そして中学校体育連盟、それから取手市教職員一斉研修会、こちらの各種会議、また研修会に参加させていただきまして、事業の説明や協力をお願いをしているところでございます。ただし、先ほども申しましたように、推進協議会では、周知活動の努力は認めていただきながらも、まだまだ周知不足であると御意見をいただいておりますので、最新の情報を、様々な媒体や機会を活用しまして、周知活動に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 私もこの事業を調べていくうちに、様々な関係者や保護者の方のお話を聞きました。関係者の方からは、「あまり認識されていないと感じている」とおっしゃっていたり、保護者に関しては、「聞いたことあるけど詳しく知らない、そもそも知らない」という印象を受けました。失礼ながら、現在の周知は一方通行感が否めません。大変いろいろ御尽力されているのに、もったいないなと思う次第です。ちょっと2つ例を挙げさせていただきます。お話の中にありました、2月に行われる新入生説明会、ここで説明時間が説明会最後のほうで5分ほどと伺っております。現状では概略を説明し、興味がある方は連絡くださいでは、ちょっと不親切かなと思います。理解をしっかりと深めていただくために、別日でオンライン説明会等の設定を提案します。多くの保護者にアナウンスをできる貴重な5分、概略の説明に加えて、オンライン説明会の案内に使ってはどうか。ただでさえ情報量が多い説明会、保護者の方に寄り添い、かつ効果的な5分が求められます。資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） 次に、先ほどおっしゃられていた、配布されたというチラシ。チラシは多数の方に発信できる点では大変有効です。しかし、これを見たときに、ちゃんと読んでくれるのだろうかという印象を受けました。読まれなければ発信だけで終わります。デジタルネイティブである若い世代、数秒以内に必要な情報を得ることに慣れてしています。まずは目を留め、興味を持ってもらえるようなレイアウトが必要ではないでしょうか。この件にとどまらず、行政全体に言えることかと思えます。ぜひ、受け手の立場に立つことを意識していただきたいと思えます。発信で終わっていて周知ではないなと感じることが多いです。話を戻しますが、周知方法について工夫すべきかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） スポーツ振興課長、大隅正勝君。

○スポーツ振興課長（大隅正勝君） 貴重な御意見ありがとうございます。御意見・御提案、ありがとうございます。保護者の皆様に向けました情報発信につきましては、これまでも様々な媒体を活用しまして発信しているところでございますが、さらに皆様の目に留まるような、そして、興味を抱いていただけるような発信に向けまして、これ、なかなかスポーツ振興課だけでは難しいと思っておりますので、庁内で連携を図りまして進めていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 調査の際に課長とも少しお話ししましたが、「Q&Aスタイルにする」「漫画を挿入する」「詳細はQRで飛べるようにする」「キャッチーな一言を入れる」などなど、たくさんのアイデアをお持ちでいらっしゃるの、新しい周知方法をぜひ、皆さん連携してよろしく願いいたします。先ほどおっしゃられたホームページの充実も8月の29日に大きく変わっていて大変見やすくなりました。ありがとうございます。先日ちょっと傍聴させていただいた教育委員会の定例会で、石塚教育長が、部活動地域移行に関して、「子どもたちのためにもぶれずに」ということを力強くお話しされておりました。保護者として、とても心強く思った次第です。この部活動地域移行は、全国的にどこの自治体も試行錯誤しながらアイデアを出し合って進めています。まずは、子どもたちが多様な経験をできるように、引き続きよろしく願いしまして、この質問を終わりにいたします。

では次に2項目め、グリーンスポーツセンターのWi-Fi整備について。現在、グリーンスポーツセンターにはWi-Fiがありません。市民が集う公共施設であると同時に、指定避難所でもあります。市民サービス向上の観点からも、指定避難所の観点からも、Wi-Fi設置の必要性はとて大きいと考えております。まず避難所の観点から、設置の必要性はどうお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、長塚議員の御質問に御答弁させていただきたいと思っております。災害時には市町村などから発信されます情報や家族及び知人の安否確認など、様々な情報を正確かつ迅速に取得、共有することが大変重要でございます。避難所におけますWi-Fiを使用したインターネットの利用につきまして、市内の公立小中学校については既にWi-Fi環境が整備されておりますが、長塚議員ご指摘のとおり、グリーンスポーツセンターにおいては未整備となっております。避難所としてグリーンスポーツセンターを開設した際には、現状では、インターネットを利用する際には、基本的に避難者各個人のスマートフォン等の契約に基づく利用となっている現状でございます。一方で、災害時にはインターネットを介して市から様々な情報を発信してございまして、多くの情報を迅速に取得する必要があるとともに、各個人で契約している携帯会社の基地局に被害が生じた際には、通信ができなくなるということも想定されることとでございます。ですので、避難所におきまして一定程度、品質の確保されましたWi-Fi環境が整っている通信手段は大変有効だということで考えてございます。ただ、現状といたしましてはグリーンスポーツセンターについて、現状の施設を避難所として開設しているというような状況でございます。先日の新聞報道によりますと、総務省が、災害に強い携帯基地局を整備する費用を全額補助するための来年度予算への概算要求をする方針を固めたというようなところも報道がございました。私どもといたしましては、災害時におけますWi-Fiを含めました通信環境の構築については、様々な方策を調査研究しているというような現状でございます。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今、調査研究をされているとおっしゃっていたんですが、実は令和5年12月の定例会で佐野議員も同じ質問をされておりまして、その際には手元にWi-Fiを置いておくような形のものを調査されていたようなんですが、その後の検討についてはどうなっているのかお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えさせていただきます。我々のほうといたしましては、まずポケットWi-Fiの導入を検討した経緯がございます。ポケットWi-Fiの導入につきましては、先ほどの部長答弁においても御説明させていただきましたが、災害時におけるインターネットの接続環境は情報の取得に大変有効であると考えてございます。しかしポケットWi-Fiは複数人が同時に接続する場合、安定した通信が難しいという問題もあるため、避難所のように多くの方が接続して利用するには最適なものではないと考えてございます。また、一般の携帯キャリアと同様の回線を使用していることから、災害時に一般回線と同様に基地局に被害が生じた際には回線が使用できない可能性もございます。これらの課題を整理して今後検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 私もポケットWi-Fiについては、ちょっと現実的ではないなと感じております。以上のことから、安全安心対策課としてはWi-Fiは避難所の観点から必要であると認識し、様々な方法を検討されてきたことについて、分かりました。

次に、市民サービス向上としての設置の必要性はいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） それでは答弁させていただきます。まず、グリーンスポーツセンターは竣工から30年以上が経過しておりまして、設備の更新や修繕箇所が非常に多くなっております。そうした中で、やはり限られた予算の中で、利用者のまず安全に関わる修繕等を優先度を高くして、順次整備を進めております。もう一方、利用される方からの声というのも非常にどんな要望があるかというのも、指定管理者と随時その辺は協議しております。現在のところ——利用者からWi-Fiの設備の要望は、現在ところ本当に少ない状況です。そのため、市民サービスの向上という視点から見ると、必要性はやはりちょっと低くなってしまっているのかなというのが現状でございます。今後そういった利用者からの声等々が多く寄せられた場合には、やはり指定管理者と協議の上で検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 要望が少ないということと、多ければ検討を進めるということで、分かりました。では、御参考までに2つ資料をお示しします。資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） こちら、市内公共施設のWi-Fi設置場所です。先ほど吉田部長の御答弁にもありましたが、主要な施設で利用ができる状況になっております。次に、

グリーンスポーツセンターの来館者数です。複数の大会が開催される施設でもあって、来館者は市内外合わせて30万2,000人、市内で23万2,000人と、昨年度なっております。もう要望ある、ないの、ちょっと問題ではないかなと感じています。今の時代、Wi-Fiは標準装備になってきておりまして、生活のインフラでもあります。市民の誰もがスマホを所持している中で、Wi-Fiの整備は行政サービスの一つであると考えます。また、本市もデジタル推進しているのにもかかわらず、来館者数のかなり多い施設管理を進める中で、要望がないからと、この時代に検討されないことに少々疑問を感じます。1か所でもいいので、設置のお考えはありませんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 長塚議員からありました1か所でもよいという、その辺は今後ちょっと考えていきたいと思えます。やはりグリーンスポーツセンター、非常に広い施設ですので、例えばそのWi-Fi導入するに当たって、どこまでの範囲で導入するか等々も含めまして、その辺も指定管理者と協議して検討していきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） もしWi-Fiが整備された暁には、ぜひデジタルを駆使したスポーツ振興も御検討をお願いいたします。今の時代を踏まえた環境整備の御検討を強くお願いして、次の質問に移ります。

では市内の職場環境の整備、3項目めです。少子高齢化や職員の減少といった課題を持つ中で、市民サービスの多様化が求められています。少ない職員で従来よりも多様な仕事をこなすために、生産性を向上させる職場環境の整備が必要であると考えます。まず1つ目、業務効率向上に向けた現在の取組についてお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

副市長、伊藤 哲君。

〔副市長 伊藤 哲君登壇〕

○副市長（伊藤 哲君） 長塚議員の御質問に答弁をいたします。業務効率化に取り組み、生産性を向上させることは、限られた財源や人材で持続的に質の高い行政サービスを市民に提供していくために、非常に重要なことだと考えてございます。この考えの下で、本市でも行政改革プランを策定し、改革項目としてデジタル技術等の活用による業務の効率化を掲げ、改革に努めておるところでございます。業務の効率化への取組につきましては、職員の負担軽減や長時間労働の是正につながり、職員のモチベーションの向上による生産性の向上に寄与し、市民サービスの向上にもつながると考えてございます。今後も業務効率向上に向け、効果の見込める新たなデジタル技術等の活用の検討や導入を行い、職員の労働意欲を高める職場環境づくりを進めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 私から、今の副市長答弁の補足をさせていただきたいと思えます。今ございましたように、行政経営改革プラン2025というものを今策定をしております。その中でもデジタル技術の活用による効率化ということを盛り込んでいこう

と考えております。例えば、RPAですとかAI-OCR、こういったものはもう既に導入をして活用が始まっているところですが、こういったもので主に定型業務、例えば市民から頂いた申請書ですとか届出書、これを職員がそれを見ながらパソコンに打ち込みをしてデータ化するというその過程を、スキャナーで読み取って自動的にデータ化をする。そのことによって職員の負担が減る、また時間が大幅に短縮されるというような取組ですとか、それから生成AIですとか、AI音声認識システム、こういったものを活用することで、会議の内容を自動的に認識をして文字起こしをします。これによって、やはり職員が録音したものを後で聞きながら文字起こしするのに対して、非常に時間が短縮されるというような効果があると考えております。今後もこういったものはどんどん活用をしながら、業務にかかる時間というものをまた違うところに振り向けられるように体制を取っていくと、それが結果として市民サービスの向上につながるのではないかとということで、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 様々な取組が行われていることが分かりました。特にデジタル化に関しては、今おっしゃられたデータ化もそうなのですが、庁舎間・庁内間の移動時間も物理的に減少して、効率化が図られていると伺っております。そこで、さらなる生産性向上のため、ちょっと別な角度から御提案させていただきたいのが、フリーアドレスの導入です。資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） フリーアドレスとは、御存じのとおりかと思うんですが、職員の方が固定席を持たずに自由に席を選んで働くスタイルのことです。これは愛媛県西予市がオフィス改革として導入しているフリーアドレスです。導入可能な部署は限られるんですが、様々なモードに分けて、そのときの状況に応じた働き方が可能になります。チームで業務に当たったり、集中するときは、1人で集中モードという形で、職員の方が自分で選んで仕事できるという形になります。このフリーアドレスのメリット、主に4つ挙げられます。1つ目、組織内の交流が活発になる。これは西予市の職員さんもおっしゃっていたんですが、コミュニケーションが活発になって、アイデアが混ざり合い、新しい発想が生まれることがよかった点に挙げられておりました。また、職位に関係のないフラットな座席になることで、職位の異なる職員間の会話が増えるので、風通しのいい職場環境が生まれるということです。2つ目、職場スペースの有効活用。フリーアドレス化によると、デスクの上には紙の資料がほとんどなくなり、密集していたデスクの配置にも余裕が生まれます。3点目、職員の生産性向上。職員は業務に合わせて、先ほどお見せしたとおり働く場所を選択できるようになるので、主体性が生まれ働く意欲が高まります。4つ目はコスト削減。座席数を減らせるので、管理するデスクやチェアの数も抑えられます。さらにパソコン・文房具など備品共有によるコスト削減、オフィス集約で冷暖房にかかる電気代の削減にもつながります。実現するためには、徹底的に書類など物をなくすことが求められ、必然的にデジタル化もより一層進みます。ちょっとここから余談になるんですが、物が多

いと人がストレスを感じやすいそうです。人が受け取る情報は視覚情報が80%を占めるといわれています。物が多ければ多いほど脳が処理するのに忙しくなってしまうので、疲れてストレスがたまってしまうということです。長くなりましたが、様々な観点から生産性向上に寄与すると思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。ほかの自治体のすてきな事例ですとか、職員の職場環境についていろいろ考えていただきまして、ありがとうございます。私ども市役所職員としても、私どもの職場を新人の職員さんに選んでいただくということも考える上でも、働きたいと思える職場環境というのは非常に重要であるというふうに捉えております。メリット、いろいろいただいたところなんですけれども、ちょっとこちら検討を考えてみたところなんですけど、やはり市民サービスという視点で考えさせていただきますと、市役所といたしましては、市民の方が来庁された際に用事があって来るわけですから、どこに誰がいるかということが分かってないと、なかなか不便になってしまうかなということが考えられます。また電話をした場合でも、どこに誰がいるか——同じになっちゃうんですけれども、例えば内線幾つとかかかってきたところに、その職員がいないというふうにもなってしまうということも課題かなというふうに考えておりまして、こういったことを一つずつクリアしていかないと、導入までは至らないというところもございまして、そういった点も含めて今後研究していきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 総務省だったり環境省もフリーアドレスは導入しておりまして、なかなか今おっしゃられたように、デメリットもたくさんあることなんですけど、一気にというのは難しいので、まずは隣の人と入れ替わるとか、係の中だけで入れ替わるとかというところから始めて、よさを体感してもらって広がったらいいなと思います。またフリーアドレスに関連して、短時間の会議であれば、スタンディングミーティングを御検討ください。ミズーリ大学の研究によると、立ったままのグループが決断にかかった時間が、座ったままのグループよりも33%も短かったことが示されています。費用をかけずにすぐできる取組としては、本来は作業スペースと聞いてますキャビネット、物をなくして、そこでスタンディングミーティングが可能かと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） まずは隣の席からの入替えということで、実は私の課でも、夏場、暑い寒い問題で、よくエアコンが効き過ぎてしまう、——ちょっと別の話になっちゃうんですけれども、寒い職員は今日休みこっちだからこっちで働いてみたらどうかとか、あと関連する作業があれば隣同士でやってみなとか、そういうのは随時やってみているところで、できる範囲からそういったこともやっておりますので、研究していくというところなんです。それからスタンディングでの会議ということなんですけれども、国の話ではやっているとすることも聞いておりますし、民間企業でも随時導入しているという事例は聞いておりますけれども、何分なかなかスペースが足りないというところがございまして、今、情報管理課のほうで非常に文書の電子化なんかも進めておりまして、キャビネットの

数もだんだん減ってきております。減ってくれば、打合せスペースで、そういうスペースなんかも取れてくる可能性あるかと思っておりますので、そういったものを並行して考えていければと思います。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、庁内のBGMの導入について。BGMと業務効率化とどんな関係があるのか、まず資料をお願いいたします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） ちょっと音楽ないんですが、こちらは大阪府泉大津市にて、BGM導入による行政サービス向上や業務効率向上効果を検証した結果です。お示しいたします。71%の職員の方が、「雰囲気よくなった」「気持ちが和らいだ」「気持ちが切り替えられた」と、気持ちの面でプラスに感じたそうです。「周りの話し声や雑音が気にならなくなった」「作業に集中できた」という回答が49%、それだけでなく、サービス導入前後3か月間の比較をしたところ、業務時間が減少する結果になっております。BGMの直接的な効果を図ることは難しいんですが、仮にBGMの効果であると仮定すると、年換算で全体の業務時間1,300時間、効果額としては約187万円の削減見込みとなりました。こちらは右上に米印で4つの部門と書いてありますが、ちょっと訂正で5つの課になります。秘書広報課、人事課、政策推進課、地域経済課、市民課、こちら庁内全体で考えるともっともっと大きな数字になるはずで、今後のBGM導入に対しても83%継続意向があって、働き方改革が求められる中、この取組が働きやすい環境づくりの一端を担うと思われま。そして、このBGM導入検証は来庁者の方向けにも行われました。BGMがあることで「話し声が気にならない」が7%プラス、「居心地がよい」8%プラス、「待ち時間を長いと感じない」14%プラスとなっており、BGMによって居心地のよさが向上し、待機時間にストレスを感じにくくなったということが考えられます。また、「気分が和らいだ」が33%、「雰囲気よかった」25%、「周りの話し声や雑音が気にならなくなった」19%、と回答する割合が多く、BGMがあることで来庁者の印象がよくなるという結果となりました。前定例会で染谷議員がカスハラについて取り上げておりましたが、この結果を踏まえると、多少ですが一助になるのではないのでしょうか。これらの結果により、職員にも来庁者の方にとっても効果のあることが分かります。何より費用対効果が大きいことが考えられます。泉大津市は月額約4,000円で楽曲の提供を受けており、手間に関しては、守衛さんが朝・晩、再生ボタン・停止ボタンを押しているそうです。CDを購入した場合は、営利目的ではないので著作権法には抵触せず、費用は購入代金のみです。BGMといっても、ポップな音楽ではなくて、心理的安心感とか、気持ちをリラックスさせるようなヒーリングミュージックのようなものをどうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） お答えいたします。確かに民間のお店に行ったりオフィスに行きますと、環境音楽であったり、心地よい音楽が流れているというところがあって、庁内でも、職場環境の改善ということで、メリットもいろいろ御紹介いただいたところか

など思っております。調べてみましたところ、BGMというわけではないんですけれども、市役所の電話の保留音ですとか、藤代スポーツセンターにおいては、時間をお知らせするチャイム音として、オルゴールバージョンの市民の歌を流しているというところは事例としてはあるようです。ただ本庁舎となりますと、聴覚障がいの方が、お手続の際に聞き取りがなかなか難しいですとか、いらっしゃる方々のお好みの音楽というのもなかなか難しいのかなというところも想定されているところがございますので、音楽に関しては捉え方、人それぞれという課題もあるかなというふうに考えております。また、ちょっと設備的なことも考えまして確認しましたところ、そもそも取手の本庁舎がかなり古い建物になっておりまして、今CDプレーヤーで、例えば流そうということをやろうとしても、そういう設備自体がなかなかないというところがありまして、今流せるものは、こういったマイクでの音声ですとか、非常時のベルの音とか、そういったものまでというところで、そういった設備的な課題もございますので、今後も研究課題かなというふうに捉えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 夕方の5時になると帰る際にサインミュージックが流れると伺ってるんですけど、それはどうやって流れてるんでしょうか。帰る際のチャイム。

○議長（岩澤 信君） 政策推進課長、高中 誠君。

○政策推進課長（高中 誠君） 確かにチャイムは流れてるかもしれないですけど、音楽の——例えば、タイマー設定でCDをかけてやるとか、そういうのは難しいということは、設備的な話は聞いております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 設備的なものということで、なかなか難しいかもしれないんですけれども、ぜひぜひ3か月だけでもいいので、設備を整えればやっていただきたいなと思います。中村市長がおっしゃる未来を見据えた新しい行政運営を行うのであれば、まずは発信元となる新しい職場環境の整備こそ大事な要素だと思い、この質問に至りました。取りあえずはまずやってみる、それで駄目だったら違う方法を考えればいい。その姿勢が庁内全体にも波及し、様々な事業がブラッシュアップされ新しいアイデアが生まれ、結果、市民サービスの向上につながるものと考えます。政策推進部の方々、今後もよろしく願います。可能だと思います。ぜひ次回は答弁書、推進ボタンを押していただいて……

〔笑う者あり〕

○1番（長塚美雪君） （続）金澤議員じゃないんですけど、よろしく願います。これで一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で長塚美雪さんの質問を終わります。

続いて、古谷貴子さん。

〔4番 古谷貴子君登壇〕

○4番（古谷貴子君） 皆様、こんにちは。公明党の古谷貴子でございます。令和6年第3回定例会の一般質問をさせていただきます。まず初めに、今回の台風10号の被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方にお悔やみを申し上げます。また、市内におきましては、報道された内容に反しまして、被害も

なく、本当に対応に当たられた市職員の皆様に感謝を申し上げたいと思います。本年8月15日に79回目の終戦記念日を迎えました。もはや戦後ではなくなっただとも言われております。年数がたつとともに、人ごとのようにニュースなども見ているのではないかと思います。そこで私は、この柿の木の絵を——柿の実の絵を見たいと思います。

〔4番 古谷貴子君資料を示す〕

○4番（古谷貴子君） 本当に小さい絵なんですけれども、実物はもっと小さくて、はがきよりちょっと大きいぐらいの絵でございます。この絵は、実は取手第二中学校に平成16年2月に植樹された長崎での被爆二世の柿の木をモチーフに、守谷在住の世界的芸術家であります、この被爆二世の柿の種を全国・世界に植えることを活動とされている宮島達男先生が描いてくださった絵です。植樹は平成16年2月に植樹をされました。そして平成17年11月が取手第二中学校の創立50周年ということで、宮島先生がこの絵を生徒全員にプレゼントしてくださいました。私自身もこのとき息子が在学をしておりましたとともに、私自身もPTAの役員をさせていただいておりましたので、このかわいい絵を頂くことができました。この柿の実の——男の子か女の子かちょっとあれなんですけれども、この柿の木の子が着ている虹色のシャツに込められた先生の思いと私たちの思い、それはそれぞれが自分の希望の道を生きていく、「それぞれの」という意味がこの虹色のシャツにあるそうなんですけれども、希望の道を生きてほしいとの宮島先生の思いがしっかりと後世に伝えていければと思ひ、今回、終戦記念日も迎えましたので質問にさせていただきます。本市におきましても、昭和60年に非核兵器平和都市宣言をされております。本当にこの戦争——反戦に対する思いをまた心新たに刻んでまいりたいと思います。そこで、1つ目の質問でございます。本市としまして、年齢や学年に応じた平和教育をどのように取り組んでいるかについてお聞きいたします。

〔4番 古谷貴子君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長 石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 古谷議員の御質問に答弁させていただきます。今この瞬間も世界各地で紛争等が続く中、未来を担う子どもたちが、戦争の悲惨さであるとか、平和の尊さを学ぶということは、やはり私たちの社会が今後も持続可能な平和を実現していく上において、極めて重要な基盤になるものであると、そのように考えています。こうした学びは、平和的な社会を築こうとする子どもたちの意欲を向上させるだけでなく、相手との対話を通して相手を理解し、平和的な解決方法を通して物事を解決していこうとする、そういった力も養ってくれるものと信じているところです。各小中学校における平和教育に関する具体的な取組につきましては、この後、教育部長より答弁させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、古谷議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。まず、小学校の社会科学習指導要領には、我が国の歴史や伝統を大切にし

て国を愛する心情、我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として、世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養うと示されております。中学校社会科の歴史の授業においても、過去の戦争への反省から再び戦争の惨禍が起こることのないように望み、平和を愛し、願うことに理解を深める学習を行っております。このような学習を通じて、過去の戦争や紛争の原因とその結果、歴史的背景を深く理解することで、戦争の悲惨さを知り、平和の重要性を実感すると考えております。戦争によって失われた多くの命の重みを理解し、生命の尊さについて深く考え、平和な社会を築くために自分にできること、自己の生き方について考えを深める学習は、道徳的な心情を育むことにもつながっております。また平和教育を通して、子どもたちは問題が発生した際、話し合いで解決する方法や平和や社会の実現を目指して努力を続けることの大切さを学ぶことができます。育まれた価値観やスキルは、持続的に平和を維持するための素地となり、これは将来の平和な社会の構築に不可欠な要素になると考えております。今後も平和教育を通じまして、子どもたちの平和を大切にすることを育んでいきたいと考えております。以上です。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ただいま、小学生は我が国の歴史また国を愛する、そして中学生は過去の戦争への反省、歴史的な背景を学ぶとありました。本当に素晴らしい内容だと思います。この教材とか、また取り組むに当たっての材料といたしますか、教材などは教科書以外に使われてるのでしょうか。またこういう内容が教科書のどういう科目に盛り込まれているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 古谷議員の御質問に答弁いたします。このような平和教育を行う教材ですけれども、社会科、国語科、それから道徳科でも行っております。また、映像教材等も用いながら学校現場では指導しているところです。さらに、被爆体験者の話なども聞くというような機会も設けているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。それではこの2つ目に入りますが、現代社会の中で、今お話がありましたように核家族化が進み、私なんかは祖父母からよく戦争の話聞いておりました。そういう機会が今のお子さんたちはすごく少ないと思われま。今おっしゃられておりましたけれども、戦争体験者それから被爆体験者などから聞く機会を授業に取り入れていらっしゃるのでしょうか。また、それはどのような単位で行われているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。市内の小学校において、広島から被爆体験者、もうこれまさに御本人がというところなんですけれども、そういった方を招いて講話を行っている学校があります。子どもだけでなく保護者や地域の方にも参加を呼びかけ、地域全体で平和教育に取り組もうと、そういった取組をしている学校もあるとこ

ろです。実際に戦争を体験した方から直接話を聞くことで、子どもたちは教科書や映像で学ぶ歴史とは異なり、戦争や原爆の悲惨さはもちろんのこと、平和の尊さ、命の大切さをより深く感じ取ることができます。歴史が単なる過去のものではなく、現在と深くつながっていることを実感でき、戦争の悲劇を自分ごととして捉えるきっかけとなっております。このように戦争体験者の方の体験談を聞く授業は、歴史的事実を学ぶだけでなく、子どもたちの心に訴える平和な社会を築くための教育活動だと認識しております。平和の尊さ、命の尊さ、そして人々のつながりを学び、自ら考え行動する力を養うことができると捉えています。今後もこのような活動を、市内のほかの学校にも紹介して広めていけたらというふうに考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。どのようにその戦争の体験の取組をされているのかも聞けて、本当に、これからの子どもたちに絶対に風化させてはいけない気持ちだなと思います。また、ちょっと遠いですがけれども、広島原爆ドームや、また県内にもある予科練の施設などの見学などもとても勉強になるし、子どもたちの心に残るのではないかと思いますので、ぜひやっていただけたらと思います。ありがとうございました。

平和事業の3つ目の質問に入らせていただきます。まず3つ目は、平和基金についてでございます。平和基金は20年前に創設され、市内27か所に基金箱が設置されていると伺っております。この20年前に平和基金を創設した目的と、それから現状、また基金はどれくらい現在あるのでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、古谷議員の質問に答弁させていただきます。平和基金につきましては、先ほど議員のほうからも紹介ございましたように、平成7年に市内の方からの寄附を受けたことから始まってございます。目的といたしましては、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の確立に寄与することとしまして、各種平和事業へ活用させていただいているというような状況でございます。毎年の取組といたしましては、8月に取手駅や藤代駅におけるギャラリーを利用いたしまして、原爆被害と戦時下の取手の様子を伝える写真や、地域子育て支援センターの利用者から寄せられた平和メッセージを展示する平和展を行ってございます。また、市内の小中学校に呼びかけまして、夏休み期間を利用した「平和なまち絵画コンテスト」作品募集を行ってございます。昨年度は244点の応募がございまして、これらの展示を通じて啓発活動を行いました。なお、戦後70年・75年といった節目におきましては、市内の公立小中学校への平和関連図書の配架も行っていました。令和2年の戦後75年の際には、図書251冊を市内の小中学校へ配架をいたしました。その配架を通じまして、児童生徒の非核兵器や平和への啓発活動を行ったところがございます。先ほどございました基金の残高というようなことでございますが、こちらは令和6年の7月末で9万4,397円【「令和6年の7月末で9万4,397円」を「令和5年度末で73万2,351円」に発言訂正】の残高がでございます。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。それでは、今、75周年の図書贈呈のお話をいただきました。来年、令和7年度は戦後80年になります。この基金を使う、使わないは分かりませんが、この戦後80年に向けて、この活用の目的、また目標などの計画はございますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 総務課長、松崎 剛君。

○総務課長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。来年度が戦後80年ということで計画している事業等ということでの御質問かと思えます。これまで、先ほど部長答弁のほうにありましており、節目の年度について節目の事業を行ってきました。その際、特に市内公立小中学校の平和関連の図書の配架というものを行ってきました。これら配架につきましては、児童生徒への一定程度の平和啓発の効果があつたと判断しております。これら同様の事業を、まず念頭にまず考えているところでございます。また市民に対しましても効果的な啓発事業を行えるように、今現在まさにいろいろな事業を模索して検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） 先ほどの、売上——議員の募金の残高ということで、大変私、失礼いたしました。先ほど私が申し上げましたのは、令和5年の8月から今年の7月までの募金の額を申し上げさせていただきました。それで、残高につきましては、「令和5年度末で73万2,649円」ということでございます。その部分を訂正させていただきたいと思えます。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。ぜひこの基金を有効に使っていただけたらと思えます。今も世界中のどこかで戦争が起きております。平和な日本では考えられないような状況の国もあります。過去に行われた戦争を風化せずに、未来ある子どもたちへ伝えていけるよう、また取組をよろしくお願ひしたいと思えます。以上で平和事業の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

〔「申し訳ございません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） 再度の訂正を大変申し訳ございません。残高のほうなんですけども、「令和5年度末残高は73万2,351円」でございます。先ほどののは繰入金ということでございました。何度も申し訳ございませんでした。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

続けてください。

古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます、細かいところまで、本当にすみません。ありがとうございます。以上で平和事業の質問は終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 続けてください。

○4番（古谷貴子君） 次に、带状疱疹ワクチンの公費助成について質問をさせていただきます。皆様ご存じのとおり、带状疱疹は、子どもの頃に感染する水疱瘡のウイルスが治癒後も体の感染神経に潜伏し、大人になって加齢やストレス、基礎疾患やがん、リウマチなどの治療で利用される免疫抑制剤により、その人の免疫力が低下することにより、ウイルスが再活性化し発症する病気です。資料をお願いいたします。

〔4番 古谷貴子君資料を示す〕

○4番（古谷貴子君） 資料にもございますように、「带状疱疹は水疱・瘡带状疱疹ウイルスの再活性化によって発症します」とあります。50歳以上の日本人の本当に100%の方が、このウイルスの抗体を保有しているということです。本当に危険なウイルスだと思います。そして日本での疫学調査では、50歳を過ぎた頃から発症リスクは急増し、80歳までに3人に1人が発症すると言われます。次の資料でございます。ここに詳しく書いてありますように、80歳までに3人に1人が発症するというので、私たちもこの带状疱疹ワクチンには脅かされる、本当に怖い病気ではないかと思っております。全ての日本人が発症のリスクを持っている疾患です。特徴としては皮膚に水膨れを伴う赤い発疹と眠れないほどの傷みがあるそうです。特に高齢者が発症した場合、重症化するリスクが高くなります。また、日常生活に大きな影響を与える带状疱疹後神経痛という慢性的な痛みが長年にわたり続くこともあり、顔の近くの顔部带状疱疹では、失明や顔面麻痺、難聴などの後遺症を引き起こすこともあるそうです。この带状疱疹の発症を防ぐためにはワクチン接種が有効とされ、各地方自治体において独自に公費助成を導入するケースがとて増えています。本年8月時点で全国707自治体で公費助成導入が進んでいるとされております。そこでまず1つ目の質問ですが、各自治体で進んでいるワクチン接種に対しての公費助成を、本市におきましてはどのようにお考えでいらっしゃるか、見解をお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの古谷議員の御質問に答弁いたします。まずは御丁寧な带状疱疹についてのお話のほう、ありがとうございます。議員おっしゃっているとおり、带状疱疹は高齢者に多く見られる疾患であり、痛みを伴うとともに、場合によっては重篤な合併症を引き起こすこともあることから、発症及び重症化の予防のためにワクチン接種は非常に重要であると我々も考えてはおります。带状疱疹ワクチンに関しましては、直近では令和6年7月18日に開催されました国の厚生科学審議会におきまして、国立感染症研究所が作成したファクトシートを基に、带状疱疹ワクチン定期接種化に向けた議論が行われていると聞いております。議論の内容では、ワクチン接種の目的やワクチンの有効性の持続期間などを考慮した接種対象年齢、また、用いるワクチンをどのように考えるかなどの論点を踏まえ、今後も基本方針部会等において、带状疱疹に対する予防接種の公衆衛生上の意義について、さらに検討を進めていくということになっております。そのような中ですが、こちら先ほど御紹介いただきましたが、全国での自治体、また令

和6年5月1日現在、茨城県内では15市町村で公費助成のほうが行われております。また東京都におきましては、ワクチンの接種費を助成する区市町村への補助事業が開始されるなど、自治体で一部助成の動きが出てきているということは認識しております。令和5年第3回の市議会定例会におきましても、带状疱疹ワクチンに関する御質問をいただき、本日と同様のお考えを述べさせていただいておりますが、様々なワクチン接種を進めていく上で、取手市といたしましては、取手市医師会の先生方の御指導、御協力が不可欠であり、带状疱疹ワクチンを接種していく上では、適切な接種対象年齢の効果や持続期間など、エビデンスを踏まえた方向性が大変重要であるという御意見を以前よりいただいております。市といたしましては、今後も国におけるエビデンスを踏まえた定期接種化の動きを注視し、議論されている適切な接種対象年齢等が明確になった時点で、带状疱疹ワクチンの助成に対する方向性を検討してまいりたい、このように考えております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。今の御答弁では、私の2つ目の質問がちょっと先に行ってしまうような質問になってしまうと思いますが、今後助成を検討していく中で、助成の金額、それから回数、開始時期などはどのように市として検討していくか、お聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部次長、助川直美さん。

○健康増進部次長（助川直美君） お答えいたします。まず、この带状疱疹ワクチンに関しましては、厚生科学審議会のほうで定期的に議論がなされています。その中の、先ほど部長の答弁にもございましたけれども、大きな論点としましては3つあります。その一つとしましては、まず带状疱疹というのは50歳以上から罹患率は高くなりますけれども、そのピークは70歳であるということ。そして、2つ目としましては、带状疱疹後の神経痛は70歳代以降で増加するという。そして、3つ目としまして、ワクチンの有効性の持続期間を考慮して、対象年齢は70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるためのタイミングの設定が必要であるということ。この厚生科学審議会のほうでは引き続き議論がなされています。部長の答弁にもございましたけれども、私どもが様々なワクチン接種を実施するに当たりましては、やはり取手医師会の先生方の御協力、御指導の下に進めているわけですけれども、先生方の御意見としましては、この带状疱疹ワクチンを実施するに当たりましては、医学的なエビデンスがとても重要であるということをお話をいただいております。そうなりますと、報道等でも50歳からというふうにも流れてはいますが、医学的なエビデンスの下、適切な対象年齢は何歳に実施すべきかということが明確にならない限り、確かにほかの市町村で公費負担もなされていますけれども、医学的なエビデンスの下、定期接種化ということで、今進められているその議論にのっとりまして、医学的なエビデンスがはっきりした時点で、私どもも進めたいというふうに考えております。それに伴いまして、公費の負担の回数であったりとか、実施対象の年齢であったりとか、具体的なことは、それが明確になった時点で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。ぜひ実施をしていただきたいと思いますが、本当に麻痺などで苦しんでいる、また本当に後遺症の痛みで苦しんでいるという声もいただいております。また、ここ最近特に、ぜひ公費助成を導入していただきたいとの御要望の声も多くいただいております。現時点で多くの自治体が国の動きに先駆けて独自の公費助成も行っております。国で定める定期接種ワクチンとして公費助成を進めている近隣自治体の状況を踏まえ、多くの市民の皆様の健康増進、また健康寿命の延伸のためにも、带状疱疹ワクチンの公費助成を一日も早く導入していただきますよう、よろしく願いをいたします。私の質問は以上で終わりです。本当にありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、古谷貴子さんの質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2時 09 分散会